

2020年（令和2年）9月4日

事業所・施設等 管理者 様

福山市 保健福祉局 長寿社会応援部
介護保険課 事業者指定・指導担当課長

福山市新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（職場編）に基づく
「高齢者施設等向け講習」の受講期限の延長について（通知）

平素より本市保健福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、8月31日付けで、「高齢者施設等向け講習」の受講期限の終了を通知したところ、講習と受講修了証の発行の継続を希望する御意見を大変多くいただきました。

皆様からの御意見を踏まえ、次のとおり、受講期限と受講修了証の発行を年末まで延長いたします。今後、秋・冬に向けての感染の再拡大や、インフルエンザなど他の感染症が合わせて流行することも懸念されます。これまでに受講できなかった職員の方等の積極的な受講をお願いします。

なお、「高齢者施設等向け講習」は高齢者施設等に特化したものとなっております。ガイドライン（職場編）のより詳細な学習を深めるために、[「正式版eラーニング」](#)を合わせて受講いただきますようお願いいたします。

1 受講期限の変更

~~8月31日（月）~~ → 12月31日（木）

2 受講報告書の提出期限の変更

~~9月4日（金）~~ → 1月4日（月）

3 留意事項等

①本市ホームページに掲載している動画及び資料より受講してください。

●<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kaigo/197452.html>

●福山市役所 HP>介護保険課>事業者の方はこちら>※新型コロナウイルス感染症対策研修等（介護サービス事業所・施設等向け）>2.「福山市 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（職場編）」に基づく高齢者施設等向け講習

②音（声）が小さくて聴き取りにくいとの御意見をいくつかいただきましたので、「音量改善版」の動画に差し替えました。

③受講報告書は、原則 **Excel ファイルをメールで提出**していただきますようお願いいたします。メールの件名は「ガイドライン受講報告書」としてください。



④受講報告書の様式を若干変更しております。以前送付した Excel ファイルは使用せず、今後は、今回送付する「**介護サービス事業所・施設用受講報告書【事業所・施設又は法人名】期限延長版**」を使用してください。

【事業所・施設又は法人名】のところは、それぞれ事業所・施設名又は法人名に変更して提出してください。

⑤手書きで記入いただいた受講者名が読めない等のトラブルが発生しています。やむを得ず手書きとする場合は、楷書で丁寧に記入してください。

⑥9月5日以降に受理した受講報告について、発行する受講修了証のデザインを若干変更します。

⑦障がい福祉サービス事業所等は、障がい福祉課が配布している受講報告書を障がい福祉課へ提出してください。また、お問い合わせにつきましても障がい福祉課（084-928-1261）をお願いします。

問い合わせ先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

保健福祉局長寿社会応援部介護保険課

事業所指導担当

TEL：084-928-1232